

ふれあい

編集発行
社会福祉法人 宿毛市社会福祉協議会
〒788-0012 宿毛市高砂4番56号
電話 65-7665 FAX 65-7663
URL <http://sukumo-shakyo.or.jp/>

令和2年度社協会員へご加入お願い致します。

お互いの支え合いと、福祉活動への参加を頂く為に、「社協会員制度」を設け、市内全戸加入を目指し、各地区長さん等を通じてご協力をお願いをしております。

皆様方から納入された会費は、機関紙の発行、ひとり暮らしの高齢者の昼食会、無料法律相談など在宅福祉事業、地域福祉活動を行う経費などのために有効に活用させていただきます。

なお、平成31年度（令和元年度）の実績額は、1,373,000円でした。



「社協」ってなにをしているの？

「社協」とは「社会福祉協議会」の略称で、宿毛市社会福祉協議会は高砂の宿毛市総合社会福祉センターの中に事務所があります。

社会福祉協議会では、「誰もが安心して暮らせる地域社会」の実現を目指して、次のような事業を行っています。



宿毛市社会福祉協議会
キャラクター「だるも」

- 生活福祉資金の貸付
- 福祉機器の貸出（ギャッジベッド・エアーマット・車いすなど）
- ふれあい相談センターの運営（生活相談・無料法律相談）
- 共同募金運動への協力
- 音声広報の作成・配布
- 宿毛市総合福祉センターの管理、運営
- 地域包括支援センターの受託運営
- あったかふれあいセンター事業の受託運営
- 1人暮らし高齢者ふれあいの集い
- ボランティア発掘・育成、福祉体験学習（車いす、高齢者疑似体験など）
- 寝たきり高齢者への見舞品配布
- 地域元気クラブ活動事業の受託運営
- 災害ボランティアセンターの体制整備事業
- 生活困窮者自立支援事業の受託運営



傾聴ボランティア高知とんぼの会

宿毛支部



出来る方法で少しずつ活動しています

『傾聴ボランティア高知とんぼの会 宿毛支部』は令和2年2月から3名の方のご自宅へ傾聴訪問を行う活動を始めましたが、3月にコロナウイルスの感染拡大によって活動が難しい状況となりました。

しかし、「訪問できなくても別の形で！」と福祉センターの一室で電話による傾聴に切り替えて、3、4、5月と活動を継続しました。

6月からは感染に十分注意しながら訪問活動を再開しています。



大変な今だからこそ、出来るやり方で、つながりが途切れないように続けていく大切さを感じながら、今後も活動を継続していきます。



認知症講座のお知らせ

宿毛市では「認知症になっても住み慣れた地域での生活を続ける」ことを目標に認知症を正しく理解し、そっと手助けできる方がいる地域を目指しています。そのため認知症について皆さんと一緒に学ぶ講座を地域でも行っています。職場、地区、PTAなどの各種団体、友人同士などお気軽にお申込みください。内容や日程についての相談後に講座を開催します。

電話 65-7665 宿毛市地域包括支援センター 中川



～無料法律相談のご案内～

7月の無料法律相談は次のとおりです。

混雑を避けるため、予約制となっておりますので、ご了承ください。

【日時】令和2年7月17日(金) 午後1時～3時

【場所】宿毛市高砂4番56号 宿毛市総合社会福祉センター

【相談員】青山法律事務所 青山 高一 弁護士

【定員】6名まで(要予約)

【ご予約・お問合せ】

「ふれあい相談センター」宿毛市社会福祉協議会内

電話65-7665 FAX65-7663

※ご予約はお早めをお願いします。



オレンジカフェ「はまゆう」7月のご案内

【日時】 7月21日（火）14：00～16：00

（この時間帯の中で好きな時間にお越し下さい。）

【場所】 宿毛市総合社会福祉センター 2階 視聴覚室

【参加費】 100円（飲みもの、お菓子付）

【問合せ】 あったかふれあいセンターすくも電話：65-7665

※新型コロナウイルス感染拡大防止策の為、滞在時間を30分
目安とさせていただきます。

日々の介護や認知症等について
の相談にも応じます。
お気軽にお越しください。



介護の悩み持ち寄り会 毎月、第2火曜日に開催中です

【日時】 7月14日（火）13：00～15：00

【場所】 宿毛市総合社会福祉センター 2階 視聴覚室
悩み、うれしかったこと、うまくいったことを
語り合って、ホッとする時間を過ごしませんか？

【問合せ】

「認知症の人と家族の会」
宿毛家族の会 はまゆう
代表：小島 正子（66-0208）



緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ、特例貸付を実施しています。

◎緊急小口資金（一時的な資金が必要な方【主に休業された方】）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、
緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付上限額：20万円以内（条件による）

据置期間：1年以内 償還期間：2年以内

貸付利子・保証人：無利子・不要

◎総合支援資金（生活の立て直しが必要な方【主に失業された方等】）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に
困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

貸付上限額：（2人以上）月20万円以内
（単身）月15万円以内

貸付期間：原則3月以内

据置期間：1年以内 償還期限：10年以内

貸付利子・保証人：無利子・不要

※郵送受付が可能となりました。

お問合せ先 宿毛市社会福祉協議会 電話65-7665

住居確保給付金

就職に向けた活動をすること等を条件に、一定期間内（原則 3 ヶ月以内）を期限内に住居家賃の一部等（下記の家賃限度額内）を家主さんに支払いします。

離職・廃業から 2 年以内又は、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方が対象です。

主な支給要件チェックリスト

全ての項目にチェックが☑がつけられた場合は、支給要件をみたす可能性が高いため、宿毛市社協にご相談ください。

項 目						チェック
離職・廃業をした日から 2 年以内、又はやむを得ない休業等により収入が減少していますか？						<input type="checkbox"/>
世帯全員の収入が下記の基準額以下となっていますか？（単位：円）						<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	
収入基準額 (月額)	107,000	150,000	178,000	213,000	247,000	
支給家賃上限	29,000	35,000	38,000	38,000	38,000	
世帯員全員の預貯金額が下記の基準額以下ですか？（単位：万円）						<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	
金融資産基準額	46.8	69	84	100	100	
離職・休業等の日において世帯の生計を主として維持していましたか？						<input type="checkbox"/>

※郵送受付が可能となりました。

まずは電話相談を！！ 宿毛市社会福祉協議会 電話65-7665

中平 和希 様

中平 和希 様（4才）より宿毛市社会福祉協議会へ、フェイスシールドのご寄付をいただきました。

ありがとうございました、大切に使用させていただきます。

